

共同住宅等における一般廃棄物等の保管場所設置基準

【新築】共同住宅又は長屋（設置基準表の①欄が該当）

対象戸数	10戸以上
保管場所の構造等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置基準表の①の基準を満たすこと。 ・ 20戸までは「屋根及び扉を備えた保管庫」または「格納容器及び保管区画」とすることができる(ただしワンルーム条例に該当する場合は除く)。 ・ 公道から3m以内に設置し、収集作業に支障が生じない措置を講じる。 ・ 一般ごみと資源物の置き場を分けるため、白線引き等を施工する。 ・ 換気、採光、給水、排水に係る必要な措置を講じる。

【新築】一団の住宅（設置基準表の②欄が該当）

対象戸数	10戸以上
保管場所の構造等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置基準表の②の基準を満たすこと。 ・ 20戸までは「塀で囲んだ区画」または「格納容器又は保管区画」とすることができる(ただし、いずれの区画も間口の長さが奥行の長さ以上のものに限る)。 ・ 公道から3m以内に設置し、収集作業に支障が生じない措置を講じる。 ・ 一般ごみと資源物の置き場を分けるため、白線引き等を施工する。 ・ 浸透枘の設置など排水に係る必要な措置を講じる。

【既存】共同住宅又は長屋（設置基準表の①の(③)欄が該当）

対象戸数	10戸以上
保管場所の構造等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則、「格納容器及び保管区画」とし、設置基準表の③の基準を満たすこと。 ・ 公道から3m以内に設置し、収集作業に支障が生じない措置を講じる。 ・ 一般ごみと資源物の置き場を分けるため、白線引き等を施工する。 ・ 排水に係る必要な措置を講じる。

● 共通事項

- ・ 収集車両を保管場所に横付け、又は敷地内に進入させた際に、作業に支障が生じない場所であるとともに、収集車両の安全な運行の確保のために必要な措置が講じられていること。
- ・ 近隣住民へトラブル等のないように保管場所などについて十分に説明すること。
- ・ 位置指定道路内の共同住宅等は収集車両が進入できないため、原則として保管場所を設置できません。詳細については、お問合せください。
- ・ 保管場所は一般ごみステーションと資源物ステーションが対象となります。
- ・ 保管場所は所有者または管理者が管理すること。また入居者に対しごみ出しのルールを遵守するように周知してください。
- ・ 原則、固定資産税の課税対象となります。
- ・ 排水に関する技術的な内容等については、接続先の担当課へ確認してください。

● 提出書類

- ・ 共同住宅等一般廃棄物等保管場所設置届(様式第74号)を2部(正副)提出してください。(用紙A3サイズ)
- ・ 建築物の建築確認申請前に提出してください。
- ・ 開発行為、中高層建築物等の場合は、事前書類配布時に設置届を提出してください。

※保管場所に関する事前相談は、随時受付しています。

【問合せ先・提出先】

川口市環境部収集業務課業務係(青木収集事務所) 住所:〒332-0031 川口市青木3-16-1
電話:048-251-1174 FAX:048-254-0719 e-mail:090.04000@city.kawaguchi.saitama.jp

共同住宅等の一般廃棄物等保管場所設置基準表

戸数	①共同住宅又は長屋						②一団の住宅						
	屋根及び扉を備えた保管庫					格納容器及び保管区画 (③)		間口以外の場所を高さ1メートル以上の塀で囲んだ再生利用対象物と廃棄物を分けておくことが可能な区画			格納容器及び保管区画		
	奥行	開口部の高さ	開口部の幅	天井の高さ	面積		格納容器の容積	保管区画の面積	奥行	開口部の幅	面積	格納容器の容積	保管区画の面積
					右記以外	専用部の床面積が40平方メートル未満の住戸のもの							
下記以上(最低かつ有効寸法)であること	同左	下記以上(有効寸法)であること	下記以上(最低かつ有効寸法)であること	下記以上(有効面積)であること	同左	下記以上(有効容積)であること	下記以上(有効面積)であること	下記以上(最低かつ有効寸法)であること	下記以上(有効寸法)であること	下記以上(有効面積)であること	下記以上(有効容積)であること	下記以上(有効面積)であること	
10～14					0.33平方メートル×戸数	0.30平方メートル×戸数	45リットル×戸数×1.3	0.165平方メートル×戸数				45リットル×戸数×1.3	0.165平方メートル×戸数
15～20	1.2メートル	1.9メートル	1.5メートル	2メートル			45リットル×戸数×1.3 ※1	0.165平方メートル×戸数 ※1	1.2メートル	1.5メートル	0.33平方メートル×戸数		
21以上					0.33平方メートル×戸数		45リットル×戸数×1.3 ※2	0.165平方メートル×戸数 ※2					

※1 川口市ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例第2条第2項第2号の規定に該当する場合は除く。

※2 川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則(平成30年規則第79号)第81条第6項の規定に該当する場合に限る。